

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の一部効力（新規利用者受入）の停止対象事業者

- (1) 法人名 セントラルポイント株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 西尾 賢司
- (3) 所在地 摂津市鳥飼下三丁目 5 番 14 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 放課後等デイサービス輝
- (2) 所在地 高槻市登町 43 番 5 号カサエステ 1 番館 102
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 処分年月日

平成 31 年 2 月 22 日

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

平成 31 年 2 月 23 日から 3 か月間

5 処分の理由

- (1) 人格尊重義務違反

従業者が児童に対して、馬乗りになる等の虐待行為を行い、障がい児に対する人格尊重義務違反があったことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号に該当するため。